

意見書案第1号

新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和 2年 3月 5日

取手市議会議長

齋藤久代 殿

提出者 議会運営委員会
委員長 岩澤 信

新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する意見書（案）

2月25日、政府は「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を公表し、国民に対しては手洗い・咳エチケット・「軽度の風邪症状なら」自宅療養、企業にはテレワークや時差出勤を求め、各種イベント・集会の中止・延期なども要請しました。

2月27日に開かれた新型コロナウイルス感染症対策本部で安倍晋三首相は、全国すべての小中高校・特別支援学校に、感染者の発生が確認されていない県も例外なく、3月2日から春休みに入るまでの全国一律の臨時休校を要請しました。この要請に、児童生徒の保護者をはじめ関係者の皆さんから不安と戸惑いの声が上がリ、休校の対象ではない保育や医療の現場への影響も広がっています。

また、観光客の激減、大規模なイベントの中止・延期、感染症による事業縮小など、飲食・観光・運輸等の分野では、中小・零細企業を中心に営業不振が引き起こされ、経済と雇用、暮らしへの影響も深刻化しています。

以上のことから、日本の新型コロナウイルス感染症対策の強化及び大規模な予算措置が求められます。よって、取手市議会は、下記事項を求めます。

記

1. 感染者の早期発見及び重症化防止のため、地方における検査・医療体制の強化に向けた支援を充実させるとともに、ワクチン及び簡易検査キットの早期開発。
2. 感染症指定医療機関などにおける医療機器の整備、医療物資の確保に対する支援を行うとともに、医療従事者等が安心して従事できるよう、院内感染防止のための医療機関に対する相談支援や設備の変更等に対する早急な支援。
3. クルーズ船対応の再検証、地方空港・港湾における検疫体制の強化など、引き続き入国時の検疫体制を維持拡充。
4. 保育所、児童クラブなどマンパワー確保と施設改善に必要な予算措置。
5. 中小企業・雇用対策の推進に「つなぎ融資」・「雇用調整助成金」の特例拡充。
6. 休校や事業停止・縮小などで仕事を休んだ人への収入の保障。
7. 地域経済への影響を踏まえた対策を実施するとともに、地方自治体や医療機関が行う各種対策に要する費用に対する十分な財政措置。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和2年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】 内閣総理大臣 衆参両院議長 文部科学大臣 厚生労働大臣 財務大臣 経済産業大臣
総務大臣 法務大臣 農林水産大臣 環境大臣 国土交通大臣 外務大臣 防衛大臣

意見書案第2号

県知事に対し、東海第二原発の再稼働に同意しないことを求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和2年 3月 9日

取手市議会議長

齋藤久代 殿

提出者 総務文教常任委員会
委員長 小堤 修

県知事に対し、東海第二原発の再稼働に同意しないことを求める意見書（案）

私たちの茨城県には、営業運転開始から 40 年になる東海第二発電所（以下、「東海第二原発」という）があり、原子力規制委員会は、2018 年 11 月 7 日に 20 年の運転延長を許可しました。そして 2019 年 2 月 22 日に、日本原子力発電株式会社（以下、「日本原電」という。）は、東海第二原発の再稼働の意向を表明しました。

東海第二原発は、運転開始から 40 年を超える「老朽化原発」であり、東日本大震災で被災した東京電力福島第一原発と同じ沸騰水型原子炉です。

また、設計が古く可燃性ケーブルから難燃性ケーブルにすべて変えることはできません。

東海第二原発は、東京駅までわずか 116Km に位置し、150Km 圏内に茨城、栃木、千葉、群馬、埼玉、東京、神奈川の首都圏および福島が入るといふ「首都圏原発」です。30Km 圏内に 94 万人、150Km 圏内には、少なくとも 3,000 万人居住しています。重大事故時の住民避難は極めて困難であり、周辺住民からも不安の声が上がっています。自然資源が豊富な日本は、原発に頼らず新たな産業と雇用を創出する重要な成長戦略の柱として、自然エネルギーを最大限導入していくべきです。

そして、大井川和彦茨城県知事は、日本原電が県や関係自治体の事前了解もなく、防潮堤及び炉関係装置の工事を進めたことを容認している一方で、再稼働については「県民の声を広く聴き、適切に判断していく。」と繰り返し述べています。

よって、県民の生命と安全を守る責任を負う立場の大井川和彦茨城県知事は、東海第二原発の再稼働に同意しないことを求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

令和 2 年 月 日

茨城県取手市議会

提出先 茨城県知事